

令和3年度

本部事業計画書

社会福祉法人 苫小牧慈光会
理事長 松 神 繁 俊

目 次

1. 法人の目的及び法人経営の原則	-----	1ページ
2. 経営理念	-----	1ページ
3. 基本方針	-----	1ページ
4. 事業運営	-----	2ページ
5. 理事・監事・評議員	-----	2ページ
6. 本部運営方針	-----	3ページ
7. 本年度の主な施策	-----	4ページ
8. 理事会・評議員会の開催	-----	4ページ
9. 内部監査	-----	5ページ
10. 福祉サービス相談委員会	-----	5ページ
11. 経営会議・役員施設長定例打合せ	-----	5ページ
12. 役員研修	-----	5ページ
法人本部拠点区分収支予算書	-----	6ページ

1. 法人の目的及び法人経営の原則

社会福祉法人苫小牧慈光会は、社会福祉事業を行う法人として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人であり、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない法人である。

当法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

2. 経営理念

一人一人が家庭的な雰囲気のもと「ひとりの人としてこれまで大切に生きてきた人生」と「今を生きようとする力」を尊重し、慈～ほほえみ合える喜び、光～きらめき輝くことの喜び、会～ふれあうことの喜びともに育むことを大切にします。障害があるなし年齢にかかわらず、全ての人々が人間として豊かな人生を送れるよう利用者・職員が（慈～ほほえみ 光～きらめき 会～ふれあう）の理念のもとで互いに支え合える社会の実現を目指します。

3. 基本方針

私たち苫小牧慈光会職員は、介護福祉ニーズを有する全ての人々が住み慣れた地域において安心して老いることができ、支援を受けながら暮らし続けていくことができる社会の実現を願っています。

- (1) 苫小牧慈光会職員は、全ての基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービス等を提供していきます。
- (2) 苫小牧慈光会職員は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。
また、介護福祉サービス等の質的向上に努め、自己の実施したサービスについては常に専門職としての責任を負います。
- (3) 苫小牧慈光会職員は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。
- (4) 苫小牧慈光会職員は、利用者に最適なサービスを包括的・継続的に提供していくため、福祉・医療・保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。
- (5) 苫小牧慈光会職員は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受け止め、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。
- (6) 苫小牧慈光会職員は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともにその介護力の強化に協力していきます。
- (7) 苫小牧慈光会職員は、全ての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるよう、教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

4. 事業運営

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (ア) 軽費老人ホームの経営(樽前慈光園)
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
(樽前慈生園・(地域密着型)ケアセンターしらかばの郷)
 - (ウ) 障害者支援施設の経営(生活介護・施設入所支援 樽前かしわぎ園)
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (ア) 老人短期入所事業の経営
(樽前慈生園・ケアセンターしらかばの郷)
 - (イ) 障害福祉サービス事業の経営(短期入所 樽前かしわぎ園)
 - (ウ) 老人デイサービス事業の経営
- (3) 公益事業
 - (ア) 居宅介護支援事業(樽前慈生園)
 - (イ) 苫小牧市地域包括支援センターの受託運営

5. 理事・監事・評議員

- (1) 理事・監事(敬称略)
理事長：松神繁俊 常務理事：小田原芳裕
理事：吉本俊憲、木村一紀、郡司靖治、藤原浩之
監事：田原雄平、小谷博義
任 期：令和1年6月21日～令和3年6月に開催の定時評議員会終結の時
- (2) 評議員(敬称略)
小川徳次、紺野健治、佐藤仁、福島修、水正美絵、柴田泰子、吉田賢三
任 期：平成29年4月1日～令和3年6月に開催の定時評議員会終結の時

6. 法人運営方針

2020年1月、中国武漢市を発生源とした新型コロナウイルスは、その感染が世界規模で急激に拡散され、日本においては、コロナウイルス感染拡大対策として「緊急事態宣言」を発令、瀬戸際対策として幼稚園、小中高一斉休校、不要不急の外出は控えることの協力等対策が講じられたが、一向に感染者の増加傾向に歯止めがかからず、その対策も国の専門家会議での提言が進められておりました。

目に見えない新型コロナウイルスは、経済、文化、政治にも大きな混乱をもたらしており「緊急事態宣言」により、施設は一時閉鎖等の処置がとられるとともに、人々が集まるイベントの中止や、スポーツにおいては中止もしくは無観客試合による実施となっており、特にインバウンド効果を期待していた昨年7月24日開催予定の「東京オリンピック」開催が延期となったことも加え、開催地域を含めた観光地のホテル、外食産業、土産店では、倒産、一時閉鎖、事業継続断念の声が聞こえてきて経済におても多大に影響を与えており、いまだにその解決打開策が見えず、先の希望が見えずに不安を抱える生活を毎日送る現状となっております。

また、医療機関においては、感染者の治療として、感染専門病棟の増設を図り、治療にあたりましたが、感染者の急激な増加により、その受入れ専門病棟にも限界があり、医療崩壊を来す事態となり、感染者患者のうち、病院に入院することができず自宅療養を強いられ、適切な治療を受けることなく亡くなるケースもありました。

更に、2020年11月頃より、第一次緊急事態宣言が解除された後に、クラスター感染が大規模に起こり、その感染者数が爆発的に広がりを見せる結果となりました。その状況下で、北海道においてもコロナウイルス感染者の発生件数が広がりを見せ、感染経路が大都市部に限らず、地方部にも及び、全道的な広がりとなりました。

こうした現状の中、2021年1月から苫小牧市内に限らず、道内福祉施設関連でコロナウイルス感染の発生が相次いで報告され、当法人事業所においても障害者支援施設、高齢者介護施設（特養・通所事業所を含む）各事業所内にコロナウイルスを持ち込まない対策を講じてはありましたが、更に、感染予防対策の徹底を図り、現在のところ各事業者においては、コロナウイルス感染が発生することなく現在にいたっております。

このような状況下で、2021年1月頃から予防薬として世界規模でワクチン接種が開始されたが、十分な臨床試験がなされないままのワクチン接種が実施され、その効果や副作用が心配される状況となっております。また、コロナウイルスワクチンについては、生産・供給量が少なく、十分とは言えませんが、日本においても2021年2月頃から医療従事者を対象にワクチン接種が開始され、次に、症状が重篤化しやすい高齢者へと優先順位でワクチンの接種が始まる予定となっております。

いまだに、コロナウイルス感染の勢いが収まる事態ではないが、今後、国や道の感染対策に注視しながら、施設で暮らしている利用者、在宅の高齢者・障がい者が罹患しないよう、更には自ら濃厚接触者との接触をとらないよう留意して参りたい。

さて、当法人は令和3年6月で42年目を迎えます。創設以来の事業である老人福祉事業及び障害者支援事業については3年ごとの介護報酬改定の年度にあたり、令和3年度介護サービス分野は介護報酬改定率がコロナウイルス感染対策を含めプラス0.70%（内、コロナウイルス感染対策0.05%を含む）予定です。また、障害福祉事業においては、令和3年度障害福祉サービス報酬改定率プラス0.56%で障害者の重度化・多様化への対応や、医療的ケアを必要とする児童への支援強化や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応した改定が予定されてはいますが、コロナウイルス関連で、昨年からの各事業所運営に不可欠な介護に必要とする物品、消耗品関連の購入単価が高騰し、いまだ単価の高い物品、消耗品を購入を余儀なく、今後はこれまでに以上節約を考える必要があります。

次に、令和3年度においても、介護の質の向上と一層の効率的な経営を目指すとともに、より一層のコンプライアンス（法令遵守）の強化を図り、職員の各種会議や内外の研修を通じて職員全体のモラル及びモチベーション向上に繋げること。併せて、職員処遇の向上とご利用者やご家族、地域の要望、期待に対応できるような体制の確立や近年の人材確保の困難性においては、少子高齢化、人口減少化を迎え、ますます有資格者や直接介護を行う介護福祉士の人材確保が困難となることが予想されることから、従来のハローワーク求人や新聞等の媒体を使った募集を継続して行うとともに、人材派遣紹介業者の活用や外国人介護人材の受け入れに係る情報収集等により、広く人材を求めべく対応して参りたい。

令和2年度法人事業として、北海道整備事業及び苫小牧市7期計画により特別養護老人ホーム樽前慈生園移転改築工事（多床室施設からユニット型施設、定員50人から80人へ増床、短期入所事業は空床型）が令和3年3月12日に竣工、引渡しが完了する運びとなり、令和3年4月1日開設迎える予定となった。今後の法人事業として、軽費老人ホーム樽前慈光園、デイサービスセンター、居宅介護支援事業所の樽前地区での運営、若しくは移転、或いは運営自体の可否は今後検討すること。また、軽費老人ホーム樽前慈光園（定員：50名）のケアハウスとしての移転改築計画は北海道の整備計画に上がっていないため、法人の第2期事業として整備を検討としたい。

7. 本年度の主な施策

- (1) 法令遵守
 - ①関係法令及び法人規程の遵守及び定款・規程の迅速な改廃処理
- (2) 事業経営の透明性の推進
 - ①定款、事業経営状況の閲覧・公表
 - ②役員・評議員名簿、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の公表
- (3) 財務規律の強化
 - ①内部留保の明確化(事業継続用財産の策定・社会福祉充実残高の把握)
 - ②利益供与の禁止
 - ③社会福祉充実残高がある場合の社会福祉充実計画の作成
- (4) 利用者の権利擁護の堅持
 - ①虐待及び身体拘束の防止
- (5) 職員処遇・職員管理等
 - ①福祉・介護職員及び福祉・介護職員以外の職員の処遇改善
 - ②労働条件の適正化(関係諸規程の迅速な改廃処理)
 - ③職員研修の強化
 - ④中堅職員の育成
 - ⑤ハラスメントの防止と防止対策の周知・啓発
 - ⑥求人対策
 - ア) 通年募集
 - イ) 外国人介護人材受け入れに係る情報収集
- (6) 会計処理の適正化
 - ①税理士法人による指導・相談
- (7) 収益減少傾向にある事業のフォローアップの検討
- (8) 会計監査人導入準備・検討
- (9) 公益的活動への取り組み
 - ①独居や要支援状態の高齢者に対する配食サービス・安否確認事業の継続
 - ②かぎ預かり事業の継続
 - ③フードバンクへの食料品の提供事業の継続
 - ④ケアセンターしらかばの郷多機能ホールの地域への無料貸し出し事業の継続
 - ⑤柏木町内会主催の運動教室への地域包括支援センター職員の派遣
- (10) 防災対策

8. 理事会・評議員会の開催

- (1) 理事会
 - ア) 通常理事会：令和3年5月、9月、12月及び令和4年3月の年4回
 - イ) 臨時理事会：随時
 - ・理事長が必要と認めたとき
 - ・理事会運営規則に定める理事長以外の理事、監事から開催の招集の請求があったとき
- (2) 評議員会
 - ア) 定時評議員会：令和3年6月
 - イ) 臨時評議員会：随時
 - ・必要がある場合、理事会の決議に基づき理事長が招集
 - ・評議員会運営規則に定める評議員から開催の招集の請求があったとき

9. 内部監査

(1) 内部監査及び監査概要

(ア) 定期監査(四半期毎)

- ・法人の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施。帳簿・種類の閲覧、現金預金・有価証券・債券・不動産その他の財産及び債務の現在高並びに試算表を検査する。
- ・理事会・評議員会の運営が、正当な手続きに基づき実施されているかどうかを主眼として実施。
- ・法人の事務執行が、正当な手続きに基づき合理的かつ効率的に実施されているかどうかを主眼として実施する。

(イ) 臨時監査

監事が、法人の運営について必要があると認めるときに、適宜日程及び内容を定めて実施。

(ウ) 決算監査

理事の業務執行の状況、及び法人の財産の状況の全般について行い、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を受領し、これらの書類について検査。

10. 福祉サービス相談委員会

(1) 委員会の構成

- ・第三者委員(敬称略)：田原雄平、小谷博義
- ・事業者委員(敬称略)：松神繁俊、木村一紀、郡司靖治、藤原浩之、宮津礼子

(2) 開催

- ・第1回:令和3年 5月 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決
- ・第2回:令和3年 9月 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決
- ・第3回:令和3年12月 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決
- ・第4回:令和4年 3月 苦情・事故・インシデント・ヒヤリハット報告
苦情・事故の検証及び対応解決

11. 経営会議・役員施設長定例打合せ

法人・施設運営全般に係る打合せを月例及び臨時で開催。

12. 役員研修

北海道社会福祉協議会等が主催する研修会へ参加し、社会福祉法人の適正運営や社会福祉諸制度等に関する情報を収集、周知を行う。